常任総務委員会要点記録

○**開会日時**　令和６年９月２０日（金）　午前１０時

○**場　　所**　伊東市役所第２委員会室

○**出席委員**　７名

１番	村上祥平君	２番	虫明弘雄君
３番	長沢　正君	４番	佐藤　周君
５番	杉本一彦君	６番	四宮和彦君
７番	田久保眞紀君		

○**出席議員**　１１名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	犬飼このり君	議員	重岡秀子君
〃	河島紀美恵君	〃	杉本憲也君
〃	鈴木絢子君	〃	竹本力哉君
〃	篠原峰子君	〃	大川勝弘君
〃	宮﨑雅薫君		

○**説明のため出席した者**　３０名

副市長	中村一人君
〃	岸　弘美君
企画部長	西川豪紀君
企画部企画課長	菊地貴臣君
同秘書広報課長	山下明子君
同職員課長	小澤　剛君
同デジタル政策課長	小林和昭君
理事	杉山貴光君
危機管理部長兼危機管理監	稲葉祐人君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉﨑恭之君
総務部長	木村光男君
総務部次長兼課税課長	小川直克君
同庶務課長	鈴木康之君
同財政課長	肥田光弘君
同資産経営課長	久津間知治君

同収納課長	大川雄司君
市民部長	萩原智世子君
市民部市民課長	近藤通明君
同環境課長	草嶋耕平君
同保険年金課長	渡辺拓哉君
健康福祉部長	松下義己君
健康福祉部健康推進課長	大川貴生君
観光経済部長	小川真弘君
建設部長	近持剛史君
建設部次長兼建設課長	髙田郁雄君
会計管理者兼会計課長	稲葉育子君
上下水道部長	稲葉信洋君
教育委員会事務局教育部長	浜野義則君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉山宏生君
監査委員事務局長	福田由里亜君

○出席議会事務局職員　３名

局長	富岡　勝	局長補佐	里見和彦
係長	福王雅士		

○会議に付した事件

1　市議第　８号　令和６年４月１日以降における遺族扶助料の年額の改定に関する条例

2　市議第　９号　伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

3　市議第１０号　伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

4　市議第２６号　令和６年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

5　市議第２４号　令和６年度伊東市一般会計補正予算（第３号）所管部分

6　市認第　７号　令和５年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

7　市認第　８号　令和５年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算

8　市認第　９号　令和５年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算

9　市認第１１号　令和５年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

10　市認第　５号　令和５年度伊東市一般会計歳入歳出決算所管部分

○会議の経過概要

○委員長（佐藤　周君）開会する。

○**委員長**（佐藤　周君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようにお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いする。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第１、市議第８号　令和６年４月１日以降における遺族扶助料の年額の改定に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第８号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第２、市議第９号　伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**２番**（虫明弘雄君）入湯税の課税免除の対象を６歳未満の者から１２歳に達する日以後の最初の４月１日までの間にある者まで引き上げることと、入湯税の税率を１人１日１５０円から宿泊を伴う入湯行為に対するものにあっては３００円に引き上げるとのことである。現在の入湯税の税収が約３億２，０００万円であるが、今後、年間の税収増はどのぐらい見込めるのか。

○**総務部次長兼課税課長**（小川直克君）税率改正をした状態で年間２億５，０００万円から３億円程度の増収を見込んでいる。

○**２番**（虫明弘雄君）増えた税収の半分が温泉資源の保護、あと半分は観光振興施策に使うとの

ことであるが、入湯税を目的税として、今後、温泉保全基金や観光推進基金などといったものを創設して確保していく予定なのか。それとも一般会計の市税に組み込むのか。

○**観光経済部長**（小川真弘君）今、いろいろな使途を伺ったが、入湯税については、年によって多い年とそうでない年が出てくるので、最初から基金ありきではないが、基金として少ない年に備える形に持っていくのもありなのかなと思う。

○**２番**（虫明弘雄君）温泉資源の保護はイメージとして、どこにどのように使っていくのか。また、総湯量の確保という面で考えていくと、本市の温泉資源のほとんどは民間が保有する源泉で成り立っていると思うが、源泉の保全や湯量の確保という点に鑑みると、民間、個人、行政区、財産区が保有する源泉の維持が困難であることから、温泉が失われている現状がある。民間の温泉施設や、行政区、財産区の公衆浴場への支援なども考えているのか。

○**観光経済部長**（小川真弘君）これから詳細を詰めていくところもあるが、鉱泉源の保護管理施設の配管やボイラーの更新等への補助、温泉施設に対するバリアフリーや施設改修に対する補助、その他温泉資源の保護、活用に対することを考えている。入湯税の充て先であるが、特別徴収義務者でないところへの補助は、義務者の理解を得ながら、丁寧に検討していく必要があると考えている。

○**２番**（虫明弘雄君）一方で、入湯税の目的で観光振興施策に使うとのことであるが、どのようなことを想定されているのか。

○**観光経済部長**（小川真弘君）第４次伊東市観光基本計画に示していることに沿って進めたいと思っている。具体的には、持続可能な観光地域づくりで、観光ブランド力の強化、観光施設・資源の高付加価値化・長寿命化、観光スポットや遊歩道等の景観を向上させるための環境整備、観光動向の分析・情報発信の強化、新しい観光スタイルへの対応・市場の開拓で、マーケティングデータの収集・分析機能の強化、戦略的な情報発信及び進展する情報通信技術の活用、観光マップの充実とＩＴ化推進、地域資源を活かした体験型観光のプロモーションなど幾つかある。細かいメニューはこれから詰めていきたいが、大まかにこういったことを考えている。

○**２番**（虫明弘雄君）昨日の常任観光建設委員会でも質疑があったが、下水道の未収水の原因が温泉ではないかとのことで、現在も調査を行っているとの答弁を伺ったが、民間が保有していることもあり、時間がかかることは確認できた。調査の結果次第では、温泉が有収率を下げているとされたときに、受益者への負担を求める考えを過去に伺ったが、現在でも温泉を保有している民間事業者は、温泉を維持するための整備などに多大な費用がかかることで、温泉の使用を休止しているところも見受けられる。これからも温泉が失われていく可能性がある中で、入湯税の目的を温泉資源の保護とされているが、伊東温泉を保護して、保有者が維持しやすい環境を整備するため、このような負担に対して支援していくという考えでよろしいか。

○**観光経済部長**（小川真弘君）下水道に限らず、温泉施設のリニューアルや、配管、揚湯管、水中ポンプの管理、改修などが必要であるので、それが大変で温泉を諦める施設がなるべくなくなるよう、本会議でも申し上げたが、伊東温泉という看板があるので、南部地域についても、豊かな自然の中で、温泉という大切な地域資源があるので、このようなものを守って、温泉を伊東の観光ブランドの大きな目玉にしていくために超過課税分を充てていく考えである。

○**２番**（虫明弘雄君）入湯税は本市の貴重な自主財源であり、目的税でありながら、全国の温泉地の中では、一般財源的に運用されがちである。今、部長からも話があったが、伊東温泉の観光の一番の魅力の温泉が失われていく中で、温泉資源の保護は最も重要な観光振興施策であると思うので、ぜひ明確に目的の遂行をし、温泉資源の保護に有効な予算を執行していただけたら幸いである。ぜひよろしくお願いする。

○**６番**（四宮和彦君）議案参考書によると、「伊東市総合計画の政策目標である『活力にあふれ交流でにぎわうまち』の実現に向け、温泉資源の保護及び活用並びに更なる観光振興施策に取り組むため、入湯税の税率を引き上げ、超過課税分をその財源として充てる等のため」の改正という説明がある。この政策目標の達成を考えたときに、宿泊税のような法定外目的税を設けるほうが妥当なのではないかと思われるが、法定外目的税を設定するのではなく、入湯税の税額改定で政策目標を達成しようとする理由は何か。

○**総務部次長兼課税課長**（小川直克君）今回は、重要な観光資源である温泉資源の保護及び持続的な活用のための施策、また、新たな観光振興施策の展開のための財源確保を超過課税の直接的な目的としている。政策目的については、法定税目の入湯税の税率見直しが同税の目的内容と合致していることが一つ挙げられる。もう一つは、入湯行為と宿泊行為の課税客体は別であるが、負担していただく納税者について、同じ宿泊者からいただくことで二重負担となるので、説明を丁寧にしていかなくてはいけない実情があった。

　本市の宿泊者は、温泉を伴う鉱泉浴場を持っている宿泊施設への宿泊者が多数である。例えば近隣で宿泊税を検討していた熱海市は、温泉を使っていない宿泊施設が近年増えているが、本市はそのような実情にはまだないので、今回は入湯税の税率改定に臨んだということである。

○**６番**（四宮和彦君）だから入湯税なのだというのは分かるが、入湯税を賦課してもよいという根拠がどの辺にあるのかはしっかり考えるべきだと思う。入湯税とは、主に観光客の入湯施設の利用と、それに比例して増大する行政サービスの負担との関連性を根拠として賦課される目的税である。最初に入湯税が登場したときは、環境衛生施設の整備、要するにごみ処理や汚水処理に対して負担するための税として設置された。その後、目的が拡大されていく中で、鉱泉源の保護管理施設の整備や消防活動に必要な施設の整備といった行政が提供するものは、本来は市民が享受すべきサービスであるが、人口規模以上にそれが拡大してしまうことにより、行

政サービス負担が増えてしまう相関関係にあることから、入湯税を賦課し財源としていくことが目指された。

入湯税を財源として、そのようなサービスに優先的に充てていくことが重要なのであって、観光振興という話になってくると、観光振興と行政サービスは負の相関にあると言ってもいいと思う。例えば観光振興をする、観光客が大勢来る、行政サービス負担が増える、でも、財源は足りないという話になる。観光振興を入湯税でやるとどういうことが起こるかというと、行政サービスの負荷が増大する。本来、入湯税は行政サービス側の財源として使わなければいけないのである。専ら超過課税分の半分は温泉保護、半分は観光振興という話になると、それによって負荷が増大している行政サービスの財源をどのように手当てするのかという話になるから、矛盾だらけになってしまう。その辺をどう考えているのか。税率改定後の税収総額の配分はどのように考えているのかお答えいただきたい。

○**観光経済部長**（小川真弘君）増収分は約３億円という試算が出ているが、このうちの約１億５，０００万円を温泉資源の保護に活用、１億円を持続可能な観光地づくり、５，０００万円を新しい観光施策への対応及び市場の開拓、この３つを検討している。

○**６番**（四宮和彦君）現状でも、なぜか入湯税は観光情報発信とかにほとんど使われていて、環境衛生施設とか、下水道施設とか、公共インフラの行政サービスに対する財源に充てている分は非常に少ない。だから、ここで税収を確保するという話ならば、もう１回きちんとトータルとしてどのように財源配分を行うのかは考えるべきだと思う。今の答弁だと相変わらず観光ばかりで、一番重要だった環境衛生施設の整備、それから、消防に関しては広域になっているから市は関係ないのかもしれないが、非常備消防だってある。そういうものに対する財源をきちんと確保した上で、改めて観光振興は考えるべきではないか。優先順位が違う気がする。入湯税の税率改定については反対するものではないが、根本的な原理に立ち返った上で、使途をもう１回しっかりと見直していただきたい。

先ほど虫明委員から指摘があったが、下水道事業でも汚水処理量と温泉排水の深い関連性が非常に疑われている状況下にある。入湯税の超過課税分は、まさに環境衛生施設の整備とか鉱泉源の保護管理施設の整備で、鉱泉源の保護管理施設はどちらかというと管理が重要である。温泉排水がどういう経路で流れているのかが特定されなければいけない。昨日の常任観光建設委員会でも質疑が出ており、下水道課長から今調査を行っているとの答弁があった。何でそういう調査を行わなければいけないのかというと温泉があるからで、温泉がなければその調査なんかはしなくていい。そこにかかる行政の負担は誰が賄わなければいけないのか。それこそ入湯税が目的税として設定されているから、そこを負担すべきではないかという話であると思う。

そういうインフラに関わるものや行政が提供すべきサービスに係るものをきちんと優先順位

をつけることが非常に重要ではないかと思うが、その辺はどのように考えているのか。

○**総務部長**（木村光男君）四宮委員の言うとおり入湯税は目的税であり、その使途は法律で定められており、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防活動の必要な施設整備、観光の振興となっている。過去はごみ処理や消防、下水道事業への繰り出し、観光振興それぞれに分配していた。ただ、市長の公約の中で、基本的に入湯税は観光に使うとして市民の負託を受けた。それ以降、原則入湯税は人件費等を除いて、観光施策の予算に充当してきた。

今回は、これまでなかなか手をつけてこなかった民間施設を含めた源泉の保護、維持管理に対して目を向け、その財源を現行の入湯税額で賄えるかを考えたときに無理なので、引上げを提案した。温泉を使うことによって増加する行政需要に対して使うべきと、個人的には同意見であるが、そこはほかの財源で賄いつつ、入湯税は市長の公約に沿って観光予算に対してしっかりと手当てした上で、他の行政需要に関しても不足がないように対応していきたい。

○**６番**（四宮和彦君）確かに伊東温泉ブランドを守るため、温泉保護、活用していくために、その財源手当てとして入湯税の税率改定をするという話は分からないではないが、そこに使ったから、ほかから環境衛生施設に回すのだったら、ほかから観光に回せばいい話でしかない。温泉保護だって入湯税でやらなくていい、観光施策の中でのものなので一般財源でやればいいという話になると思う。

本会議での答弁を聞いていると、民間企業の旅館とかホテルの温泉施設の維持管理への施策を考えている気がするが、原則的には民間企業の事業コストではないか。事業コストに含まれるべきものを何で行政が手当てしなければいけないのか考えると、やっぱりそこはどうなのかという話が出てくると思う。本来であれば、企業は事業を行っているから、事業コストはどこで吸収するのかといったら料金で回収するしかない。だったら、宿泊サービス料金に転嫁して回収すべきではないか。何で公金を投入して企業の事業コストを軽減することで企業収益を上げることに行政が協力していくのか、その手法について公共性の観点から疑問が出てくる。

入湯税の税率改定によって政策目標にかなうような事業化をこれから進めていくとして、その場合に具体的にどういう事業を想定していて、その事業の公共性をどのように担保していくつもりなのか。

○**観光経済部長**（小川真弘君）民間の施設に公的な資金を投入するのはいかがかという話だと思う。繰り返しになるが、伊東の温泉は民間の所有が多い。企業が経営コストの中でやっていくのが原則であるが、国際観光温泉文化都市を標榜する本市において、温泉地としてのブランド力の向上、伊東温泉の看板を守っていくことは、究極的には観光地としての伊東の存続に関わる問題で特に重要なことと捉えている。温泉の保護、活用について、公的な部分で守っていったり、底上げを図っていくことについては、大筋の部分では理解が得られると判断している。

具体的な施策であるが、温泉の配管、ポンプ、ボイラーの更新等、また温泉施設のバリアフリー化、施設改修、温泉活用に対する事業、あとは観光ブランド力の強化、観光施設、資源の高付加価値化、例えば観光トイレの洋式化という今まで手をつけられていなかった部分や長寿命化、多機能化、観光資源の保全、マーケティングや戦略的な情報発信のような事業を考えている。今後は主たる源泉徴収義務者等々と協議に入るが、そういったものをメニューとして考えながら先へ進めたいと考えている。

○**６番**（四宮和彦君）伊東温泉ブランドを守ることに公共性があるという話なのかもしれないが、例えば、入湯税の目的に定められている環境衛生施設の整備は誰が受益者になるのかといったら、全ての伊東市民である。温泉設備の改修は誰が受益者なのか、それは温泉施設を持っている人たちだけであって一般市民には何の関係もない話である。そのぐらい公共性の差異が大きいということを言っている。そこの部分は真剣に考えてもらわないといけない。温泉とは全く関係ない商売をしている人たちに対しても公金投入するのかという話になったら、そこだって公平感がなくなる。例えば、温泉施設の改修を店舗リフォーム補助金でやったらどうかという話にもなるので、補助基準を何％に設定するのかによって随分受け止め方が変わってくると思う。そこを市が丸抱えで公金投入していくとなると、非常に大きな問題を生みかねないということを危惧している。

さっきも出てきたが、温泉源を持っている人たちは誰かといったときに、市内は意外に財産区が持っている。これはどうにもならない。市は財産区に対して補助金を出すなどは違法行為になってしまう。根本的に伊東温泉ブランドを守るときの戦略の中で、そういった市が手を出せない領域をどうやって手当てしていくのかという問題は残ったままになる。そうすると、補助できる対象はどこかといったら民間施設しかない。ますます補助対象は狭隘になっていく。そこで、公正性、公共性をどう納得してもらえるかは十分に考えていただきたい。非常に厳しいことを言ったが、決して税率改定に反対ではないが、そういう疑問が出てきたときに回答できるようにしておいてほしい。

○**７番**（田久保眞紀君）四宮委員からも話があったが、例えば財産区が持っている源泉を保護する場合、どういった事業スキームでお金を入れる算段になるのか。

○**資産経営課長**（久津間知治君）お答えする。地方自治法の規定により、市から財産区への補助は法律上できないものと認識している。

○**７番**（田久保眞紀君）今回は財産区が持っている源泉に関しては保護できない認識でいいか。そうだとやはり、源泉を広く保護する目的とも違ってしまう。例えば、お金を入れられないにしても、保有できない行政区の源泉を寄附で市が受け取るような形もできるのではないか。そういうことも視野に入れた話なのか、お金を入れられるところだけの保護に使う事業スキーム

なのか。

○**総務部長**（木村光男君）お答えする。観光経済部長から事業に関してある程度説明があったが、具体的にはこれから検討していく。あと、原則は入湯税の特別徴収義務者を対象に補助金を出すことを考えている。民間であっても入湯税の徴収義務者でない方は今のところ対象にはしないと考えている。

○**１番**（村上祥平君）対象者ではない方の話が出たが、もとより入湯料金が１，０００円以下のところは対象になっていない。改正後も対象ではないということでよいか。

○**総務部次長兼課税課長**（小川直克君）１，０００円以下の場合は入湯税の免税者になるので、そういう方が利用する施設は対象となっていない。

○**６番**（四宮和彦君）議案参考書の新旧対照表について伺いたい。改正部分の条文について、第１４２条の４項で課税免除の年齢を「６歳未満」から「１２歳に達する日以後の最初の４月１日まで」に引き上げている。課税免除の年齢上限を引き上げる理由はどの辺にあるのか。

○**総務部次長兼課税課長**（小川直克君）従前、年齢が６歳未満、いわゆる未就学児が課税免除対象になっていた。ただ、近隣含めて他自治体では小学生までは課税免除対象としているので、周りと均衡の取れたものにしたいのが一つと、間接的には、子供を大事にしようという社会の風潮の部分で対象を広げたいのでこのような改正案とした。

○**６番**（四宮和彦君）免除対象を拡大したいというと、どこまで拡大するのか。どこで線を引くのか。例えば義務教育課程にある人たちまではいいという話になれば、１５歳までにしてもいいという話になるだろうと思う。１２歳という数字をどこから引っ張り出してきたのか。

○**総務部次長兼課税課長**（小川直克君）繰り返しになるが、近隣の例えばほかの伊豆半島の入湯税の免税対象者が小学生で線を引いていたので、近隣の市町に合わせて本市も考えさせていただいた。

○**６番**（四宮和彦君）周りを見て合わせたという話をいろいろな場面でよく聞くが、伊東市が先頭を切ってもよかったのではないか。家族で来るのが大半なので、子供本人が負担する話ではない。１２歳以下の子たちが１人で温泉旅行に来ることはあり得ない。そうだとしたら、親の負担を考えたら、中学生ぐらいまででもいいのではないか。高校生ぐらいになると親と一緒に温泉旅行に来ようという人はいないと思うので、その辺までを対象にする必要はないと思うが、そうであれば、もう少し丁寧に社会情勢とか政策目的を考えて設定するべきだったのではないかと思うが、１２歳とするのか何歳とするのかに関して、その辺の議論はなかったのか。

○**総務部次長兼課税課長**（小川直克君）課税免除の対象を広げたいというのは、今回の超過課税の部分と別に議論が進んでいて、繰り返しになるが、近隣市町と同様の水準にしたいというのが一つあった。その中で議員指摘の中学生とか１８歳以下の高校生という形の議論も出なかっ

たことはないが、財源確保が今回の税率改定の主な目的なので、そこの部分で、中学生まで広げたときに必要な財源が取れるかとか、１８歳まで広げたときの必要な財源が取れるかを勘案して、今回は小学生までで近隣に合わせるというところでとどめた。

○**１番**（村上祥平君）今の課税免除のことについて、偏った意見かもしれないが、中学生以降は大人料金となりがちなところもあるから、そういう設定がされているという認識もあったが、子供料金というと小学生ぐらいまでだと思う。そういった部分で１２歳としたのが近隣と合わせたという部分だと思うが、そういった料金の設定という部分では、今後、子供料金とか大人料金で分けると、１８歳までを含めると難しくなってくるのかどうかも、今後は検討材料になっていくのか。

○**総務部次長兼課税課長**（小川直克君）村上委員指摘のように、運用に当たってもともとの宿泊料が子供料金と大人料金が分かれていて、例えば子供料金は小学生以下の方に適用されるというところで、分かりやすいというのは確かにあると思う。そういうようなことを勘案すると、実際、導入に当たっては、そこの部分で一定の年齢別で区分してある料金設定と比例した形での課税対象のほうが分かりやすい形になってくると考えている。

○**７番**（田久保眞紀君）最後に１点確認である。財産区に入れられないということはよく分かった。ただ、財産区のほうこそ源泉を維持していくのが大変なのではないかというのを、肌感覚で話を聞いていて思うところである。例えば、今後、入湯税を上げていって保護していく、伊東の温泉ブランドを守っていく中で、財産区のほうで維持できなくなった温泉について、市で寄附を受けて引き取るということを、他市町の例では見たことがあるが、そういったような考えも含めて検討はあるのか。それとも全くないのか。

○**委員長**（佐藤　周君）議題から外れていると思う。

○**７番**（田久保眞紀君）分かった。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**７番**（田久保眞紀君）先ほどの質疑のほうでは政策意見ということであったので、討論のほうで申し述べさせていただく。

税率を上げること自体は業界の了承も得ているみたいであり、私もそれはいいことだと思うし、財源の確保も大切なことは重々分かった。ただ、最後に問いかけした部分で、温泉ブランドを守る、源泉を保護するという部分では、一番困っている、課題が深い行政区、財産区が持っている源泉に対するものが、今のところ法律上不可能ということで介入ができないというと

ころで、今回改正をするに当たり、そこの部分にも一歩踏み込んで考えられなかったのかというところでは、私は今回の議案に関しては反対をさせていただきたい。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第９号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第３、市議第１０号　伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**６番**（四宮和彦君）議案参考書１２ページ、２の改正の概要となっているところで、経過措置のことについて、「（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合」という表現があるが、この令和６年政令第２６０号の内容をいろいろ検索したが、見当たらずに内容を確認することができなかった。この辺が分からないと罰則の適用について「なお従前の例による」と言われても、適用条件が不明なので、政令の第９条はどんな規定なのかを教えていただきたい。

○**市民部長**（萩原智世子君）今回の政令の内容については、法の改正の時点、令和６年１２月２日の施行日において既に健康保険証の交付を受けている者が以後に保険料を納付しない場合においては保険者証の返還については従前のとおりしてくださいという決まりになっている。

○**６番**（四宮和彦君）質疑というか申し上げておきたいが、こういう議案の審議対象になっているものに関しては資料としてちゃんと添付しておいてもらわないと、我々も読んでも何のことやら全然分からないということが起こり得る。これは、政令に関しての該当条文を参照しているのであれば、それぐらいは添付資料として併せてつけておいていただけたらと思う。これだけ要望として言っておくので、よろしくお願いする。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第１０号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第４、市議第２６号　令和６年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○**６番**（四宮和彦君）事項別明細書の５ページの歳入から伺いたい。基金繰入金において国民健康保険事業基金繰入金で１億１，２３０万３，０００円の減額を行っているが、これは繰越金として１億１，２２９万４，０００円と同額に近い金額を計上できたことによって、基金による年度間の財政調整の必要性がなくなったということを理由として行われる補正ということでよいか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）議員見込みのとおりである。

○**６番**（四宮和彦君）分かった。もともと保険給付費等支払準備金とかつては言われていたものが、今は事業基金に改められて５年以上たつと思うが、これによって給付費等の支払い不足について市が心配する必要はなくなって、基金の目的が変わった現在、事業基金は一般会計で言うところの財政調整基金みたいなものだろうと思うわけである。そうであれば、本市において事業基金として必要な積立額はどの程度が妥当な金額と考えているのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）今のところこの基金の残高が１１億ほどあるが、肌感覚で６億円ぐらいではないかと思っている。

○**６番**（四宮和彦君）肌感覚で６億円と言われても心配な気もする。以前、支払準備基金のときには、準備しておくためには幾らためていてもよかった。十分な支払準備基金があれば安心して市民の皆さんも国保税が安く済んでいたということでメリットがあったわけで、それはためられるときに幾らでもためておこうということになったと思うが、今の事業基金はそうではない。年度間の財政調整のために取りあえず置いておこうというのが主たる理由になっている。そうすると、財調も幾らためてもいいという話ではないのと同じであって、こちらの事業基金も幾らためてもいいという話にはならないと思う。その辺は、今現在の国保財政の状況から判断して、これぐらいという客観的指標を持つべきではないかと思うが、相変わらず肌感覚しかないのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）これからの状況を見ながら、その辺については検討してまいりた

い。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第２６号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第５、市議第２４号　令和６年度伊東市一般会計補正予算（第３号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず、歳出第２款総務費のうち第１項総務管理費第１７目コミュニティ振興費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は１１ページからになる。発言を許す。

○**６番**（四宮和彦君）事項別明細書１２ページの情報管理費の情報化推進事業について伺いたい。議場では情報系ＰＣの入替えに関して、実施時期及び台数について、当初計画から変更が生じたことに伴う事業費の整理であるとの説明だったと思うが、今、行政のデジタル化やデジタルトランスフォーメーションと言われているさなかに減額補正というのは多少の違和感がある。当初計画からの変更は、そもそも当初計画がどういったものだったところが、どういった理由で変更されることになったのか。また、その計画変更によって実施時期はどうなったのか、導入台数はどう変わったのか、その辺の具体的な説明をしていただきたい。

○**デジタル政策課長**（小林和昭君）当初は、５年前に契約した２５０台を継続してやるものとしていた。昨年の予算の段階でまだなかったが、部課長パソコンを予備も含めて５５台、タブレット端末に替えるというのを新年度予算で計上した。そこで計約３００台の入替えだったが、当初のものと新たに契約を行う５５台を２つの別々の契約、導入を予定していた時期も別々であって、２５０台はタブレット型パソコンではなくて、普通のパソコンを導入予定であった。ただ、昨年、無線ＬＡＮの庁内環境整備の予算が通ったことで、こちらの２５０台も今後に備えてタブレット型に替えたほうがいいのではないかとあったので、部課長の５５台のタブレット型パソコンと合わせて、新たに一緒にして契約をしようと、そのほうが費用対効果もある。

パソコンの単価自体は５年前に比べて約３倍にはなっているが、時期を合わせるために、当初９月に予定していた入替え分を半年間延長したことで、再リース期間を長くしたことによる減額が生じた。部課長の５５台については１２月を予定していたが、機器の調達の面から、実際１２月での３００台ぐらいの調達が難しいということで、３月１日から導入するとのことで、そこで、新規にかかる予算が１か月分に減ったことにより、合わせて８００万円ぐらいの減額が生じたが、５年リースでやっているので、本年度の費用は減っているが、総体的に考えると機器単価も上がっているので、５年リースで考えると増額となっている。

○**６番**（四宮和彦君）とりあえずここの補正で、今年に関しては少し安くなっているが、また次年度、新年度予算でその分をちゃんと増額した上で予算計上するという話になってくるのか。

○**デジタル政策課長**（小林和昭君）委員の見込みのとおり、来年度予算は上がる。

○**６番**（四宮和彦君）同じ１２ページの、支所及び出張所費のところで、機械器具購入費、かなり高級なレジスターの購入をするという話になっていたかと思うが、職員の負担軽減のための高機能レジスターの購入費という説明があったが、そのレジスターの導入によって、出張所における収納業務というのはどういうふうに変わっていくことになるのか。

○**市民課長**（近藤通明君）出張所の業務については、セルフレジ、コンビニエンスストアにあるものをイメージしていただければと思うが、実際、職員が納税者等に対応してもお金には触らない、納税者等がお金をレジスターに入れて、お釣りが出てくるという形で業務負担の軽減を図っていくことになる。

○**６番**（四宮和彦君）職員がお金を触らないようにするということが一つになっているという話だと、いわゆるレジスターの導入は、出張所で収納金不足が起きたことも一つの契機になっていると思われるが、こうしたミスは結構頻繁に起きるものなのか。

○**市民課長**（近藤通明君）平成２８年に監査指摘も受けた中で、それ以後はそういう事象は発生していなかった。

○**６番**（四宮和彦君）めったに起きる話ではない。どちらかというと、職員の負担軽減のためがメインの目的という気がするが、コンビニ収納も浸透している中で、出張所での収納業務の必要性はどの程度あるのかが疑問であるが、どう考えているか。

○**市民部長**（萩原智世子君）実際、収納業務まで出張所で取り扱っている市町は全国的にも珍しいと伺っている。職員の負担を考えると、正直申し上げると、ないほうが楽であり、コンビニ収納などを利用していただきたいが、例えば農協の窓口が閉まってしまったといった例が市内で生じているので、高齢者の中にはどうしても出張所で収めたいという思いを抱かれている方が一定数いることも把握している。市民への利便性を考えると、そこの業務をなかなかやめられないところはあると思うが、職員への負担が大きいということもあり、市民の意見を伺いな

がら、この先どうしていくか考えていかなければならないと思っている。

○**６番**（四宮和彦君）出張所じゃないと納入したくないという人が僅かながらいるのは驚きであるが、コストパフォーマンスを考えたときに、３００万円もする高機能レジスターを導入するのと、出張所での現金取扱い自体をやめるという選択肢と両方あり得たと思う。コスト面のことを考えたら、出張所での現金取扱いをやめてしまえば、出張所の周辺を見れば分かるが、セブンイレブンなどのコンビニエンスストアは出張所があるような場所であればどこでもあると思う。私は絶対コンビニで収納したくないという人がいるとも思えないので、収納業務の在り方自体を見直すほうが合理的ではないかという気がするが、その検討はどの程度しているか。

○**市民課長**（近藤通明君）検討については、今回、不祥事という案件もあった中で、全体を見た形での検討はしていないが、今後、出張所の在り方というものも、今回の件と併せて検討していきたいと考えている。

○**６番**（四宮和彦君）今のレジスターの件にも関わりがあるが、同じ補償補塡及び賠償金の補塡金５万２，０００円は、出張所で発生した収納金不足額に対する補塡金ということで、その補塡金の原資は寄附によるものだったようであるが、収納金の不足額ぴったりの寄附があることに多少の不自然さを感じるところで、疑うようで申し訳ないが、職員が立て替えたのをそのまま寄附金にしていることはないか。

○**市民課長**（近藤通明君）この寄附金は職員ではない。

○**６番**（四宮和彦君）もう１点、本件事案に関係して、部課長が懲戒になっているようであるが、窓口業務での現金紛失等は、市役所だけじゃなくて、金融機関でも十分に起こり得る話であって、現場で直接指揮していたわけでもない管理職が懲戒というのはちょっとひどいんじゃないかという気がしないでもない。そこまでの処分が必要になるほど重大な過失があったということなのか、その処分の根拠はどういうところにあったのか。

○**職員課長**（小澤　剛君）今の懲戒処分の件であるが、懲戒処分の場合、人事院の指針を基に考えていく。その中で、公金の不適切な取扱いという項目があり、その場合は、総合的に判断する中でどのような処分をするかということを懲罰審査委員会の中でその辺を検討した結果、今回の公金のなくなったことに対しての処分を決めたところである。

○**６番**（四宮和彦君）了解した。規定があり、それに従ったとのことで納得はしたが、その辺はもう少し裁量権があってもいい気がするが、余計な話である。

　次に、１４ページの戸籍住民基本台帳費のところで、戸籍情報システムにおいて戸籍に記載される予定の、氏名の振り仮名を通知する機能を整備するという説明があったが、戸籍にはもともと振り仮名はない。氏名の振り仮名とはどのように決定するのか。

○**市民課長**（近藤通明君）今後、来年度になるが、５月にこちらから振り仮名の照会をして、そ

れに応じて、回答があればそちらの振り仮名を付与する形になる。

○**６番**（四宮和彦君）結構大変な作業になるということか。住民一人一人に確認のために調査資料を送るという話になると思うが、回答があったならば入力していけばいいという話かもしれないが、もし回答がなかった場合の対処はどうするのか。

○**市民課長**（近藤通明君）通知を送ってから１年以内に回答がない場合には、こちらの職権でやらせていただくが、振り仮名で住民票や戸籍を取る人もいて、その中で振り仮名が間違っているということであれば、訂正は１回だけであるが、できることになる。

○**６番**（四宮和彦君）そういう職権でやる場合は、戸籍上の本人や親族が認識している読み方と異なる振り仮名が振られてしまう可能性があるという話である。それの訂正の機会は、本人が住民票なり戸籍謄本なりを取らない限りは判明しないことになるのか。

○**市民課長**（近藤通明君）実際、本籍のあるところに送る形になるので、本籍のある住所地の市町村が送るはがきの内容で１回分かるので、そこでアクションしていただければと思う。

○**委員長**（佐藤　周君）１０分間ほど休憩する。

午前１０時５９分休憩

午前１１時　８分再開

○**委員長**（佐藤　周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**６番**（四宮和彦君）先ほどの戸籍情報システムのことで聞き忘れていたことがあったので追加で聞きたいのだが、私の一般質問の際に行政文書の保存期間のことを聞いたときに、戸籍に関しては１５０年保存という話であった。そうすると、亡くなった方の戸籍もあるかと思うが、先ほどの調査方法だと１５０年遡ってデータの追加をするという話になるのかと思う。そうすると、亡くなっているから、恐らく行政の権限で全部入力するという話になるかという気がするが、その辺の取扱いはどうなっているのか。

○**市民課長**（近藤通明君）基本的には生存されている方のみになる。今回はそのようになっているので、実際は１５０年分ではない。

○**６番**（四宮和彦君）では確認で伺うが、振り仮名が振られるのは生存者だけで、亡くなられた方には振られないことになるのか。何でこのようなことを聞くのかというと、例えば相続があったりした場合の手続上で戸籍を請求することがある。そうすると、大分前に亡くなられていた方に関する請求も考えなければいけないという話になってくると思う。そうすると、振り仮名を振られないということになると、うちの会派に行政書士がいるので聞くわけではないが、検索ができないという問題が出てくる気がする。その辺はどのような対応が取られることになるのか。

○**市民課長**（近藤通明君）その辺の細かい情報については、今手元にないので申し訳ない。振り仮名の業務についてもまだ国から仕様の細かい話が来ていない部分もあるので、調べさせていただいて、またお伝えする。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第４款衛生費第２項清掃費について質疑を行う。事項別明細書は１７ページからになる。発言を許す。

○**６番**（四宮和彦君）２０ページのじん芥処理費の焼却炉整備事業であるが、議場で焼却炉内壁面の耐火物について損傷度合いが大きく、焼却炉本体への影響も見られるとの説明があったかと思うが、焼却炉の損傷とその改修ということについては、割と頻繁に起きているイメージがある。そもそも焼却炉というのはごみを焼却する施設なのだから、定期的なメンテナンスは必要であるにしても、ごみを焼却すると壊れるというのでは話にならないわけである。そもそも焼却炉として要求される性能を満たしているのかということについて、まず１点疑問がある。

それから、焼却炉が度々損傷する原因は主にどういったことが考えられるのか、その辺はいかがか。

○**環境課長**（草嶋耕平君）焼却炉の性能ということであるが、当然、性能は満たしているものと考えている。確かに毎年度、焼却炉の補修工事を行っており、これは焼却炉の内部が８００℃から９００℃と大変高温になるということで、今回の耐火物についても、当然、毎日焼却炉は動いているのでだんだん劣化していくということである。今回の４，０００万円で補正を上げさせていただいた耐火物の補修については、通常、耐火物の一部的に損傷しているものは塗ったりして補修をしているが、今回、大規模な剥がれ落ちそうな部分が見つかり、これは早急にやらないと焼却炉が停止しかねないということで、緊急的に工事をしたいというところで計上させていただいている。

この焼却炉の内部が損傷する原因であるが、やはりプラスチック類は高温で燃えるものになるので、高温で燃えるプラスチック、それから、例えば生ごみや剪定枝は低温で燃えるごみになるので、こういったものが焼却炉の内部で混在しており、均一の温度になっていないので、そういったところが損傷の進む原因になっている。この辺はごみの質であるのでなかなか難しいところもあるが、そういったことも含めて、例えばプラスチックを燃やさないであるとか、そういうところも焼却炉を延命化していく施策の一つになると考えている。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第９款消防費について質疑を行う。事項別明細書は２１ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第１４款予備費について質疑を行う。事項別明細書は２３ページ及び２４ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に、歳入の質疑に入る。歳入は全般について行う。事項別明細書は５ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、債務負担行為の補正について質疑を行う。事項別明細書は２５ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、地方債の補正について質疑を行う。事項別明細書は２６ページ及び２７ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第２４号中、本委員会所管部分は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第６、市認第７号　令和５年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は３２６ページからになる。発

言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第７号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第７、市認第８号　令和５年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は３４８ページからになる。発言を許す。

○**６番**（四宮和彦君）事項別明細書の３５１ページ、確認で伺うが、公共用地先行取得事業で、伊東駅前再整備推進事業用地購入費について、これは私の聞き間違いだといけないので映像でも確認したが、湯川三丁目１８０番１で１２８．７８平方メートルと議場では説明されたが、市政報告書の２８５ページに記載されているのは１２３．６６平方メートルとなっていて一致していない。わずかな違いであるが、この違いは何なのか。ただ単に言い間違いだったのか、あるいは計算方法が違うとか、数字が異なる理由は別にあるのか、その辺はいかがか。

○**財政課長**（肥田光弘君）議場での説明では、契約面積をお答えした。市政報告書に載っているのは公簿上の面積になる。

○**６番**（四宮和彦君）基礎データが違うという話なのだろうと思うが、実測値がどうなっているかが問題になる。５平方メートルぐらい違っている話になる。５平方メートル違うと、計上されている金額、１，３５２万１，９００円というのは土地購入にかかるもろもろの費用も含むだろうと思うので、丸々更地の土地代金ということではないと思うが、でも、１２８．７８平方メートルが１２３．６６平方メートルだということで、１平方メートル当たりの購入費に４，０００円以上の差が出ることになる。そうすると、購入費の１，３５２万１，９００円の内訳とか明細はどうなっていて、土地購入費において平米単価が幾ら上がっているとか、その辺のデータを教えていただきたい。

○**財政課長**（肥田光弘君）平米単価については１０万５，０００円になる。それの実測値である１２８．７８平方メートルを掛けたのが１，３５２万１，９００円ということになっている。

○**６番**（四宮和彦君）では、一言申し上げておくが、そうであれば、市政報告書にも１２８．７８平方メートルと書くべきではないかという気がするが、公簿面積で取りあえず書いておくというのと、その後、契約書が出来上がったので契約面積は議場で答えられた、その辺のところがあったのか。もしそうであるならば、議場で、市政報告書に書いてある面積についてはこういうことであるという説明をするか、あるいは訂正を行うべきだったのではないかと思うが、その辺はいかがだったか。

○**総務部長**（木村光男君）説明を議場でしたのは私であるので、私から説明させていただく。実際に数字が違うというのは把握していたが、本来であれば、例えば市政報告書に登記簿上の面積及び契約における実測値という形で併記すればよかったが、説明をする直前で気づいたので、説明の段階で私から口頭での説明ができればよかったが、そこまで気が回らなかったので、今後、こういった場合にはしっかりと対応させていただきたい。申し訳ない。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第８号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第８、市認第９号　令和５年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は３５４ページからになる。発言を許す。

○**６番**（四宮和彦君）事項別明細書の３５９ページの霊園管理費の霊園指定管理委託料と合葬式墓地管理委託料の２つについて伺いたい。素朴な疑問であるが、合葬式墓地も天城霊園内の１施設である。霊園の指定管理から切り離して合葬式墓地管理委託料を別に計上するのは何か理由があってのことなのか。

○**市民課長**（近藤通明君）合葬墓地が建設されたのが令和４年度ということもあり、指定管理の委託業務の時期とずれていたことにより、２本に分けたということになる。

○**６番**（四宮和彦君）時期がずれていたからという話なのだと思う。ただ、合葬式墓地が実際に

運用されたのは今年度からではなかったか、できたのは別として。そうすると、令和６年４月１日からの５年間が指定管理期間にもなっていたはずなので、時期的なものは、そこは調整がついたので、指定管理と一体として合葬式墓地の運用を開始することができたのでないかと思うが、その辺はうまくいかなかったのか。

○**財政課長**（肥田光弘君）債務負担行為の設定をしており、合葬分を足すと全体の指定管理期間中の債務負担の限度額を超えてしまうので、別にした。

○**６番**（四宮和彦君）だったら、最初からそう説明すればいいのではないか。

５年後の話になるかもしれないが、今後は天城霊園の指定管理と合葬式墓地の委託は一体のものとして、一つの指定管理委託として取り扱っていくことになるのか。

○**市民課長**（近藤通明君）令和６年度の委託から既に一緒になっている。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第９号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第９、市認第１１号　令和５年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は４００ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第１１号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第１０、市認第５号　令和５年度伊東市一般会計歳入歳出決算所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入の順で行う。

まず歳出第１款議会費について質疑を行う。事項別明細書は９６ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第２款総務費のうち、第１項総務管理費第１１目住居表示整備費、第１７目地域応急処理費、第１８目コミュニティ振興費及び第２０目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は９８ページからになる。発言を許す。

○**６番**（四宮和彦君）１０１ページの委託料について、法律相談委託料２２万円が計上されている。令和６年度予算時も私は質疑しているので覚えているが、今年度の予算も２２万円である。令和５年度も２２万円が計上されて、ぴったり決算している。固定の金額を予算計上して、ぴったり同一額で決算していることになるが、あらかじめ法律相談内容が毎年同じように決まっていない限り、相談料がぴったり固定しているのは不自然ではないか。どういう法律相談内容になっているのか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）法律相談委託料２２万円は固定額で平成２０年頃からお願いしているが、そこからほぼ同額である。内容的には法律上の分野の専門性が求められる相談や、顧問弁護士がいるので、その方のセカンドオピニオン的なものとしてお願いしている。当時から先生と話合いをする中で、このような同一の金額で毎年お願いしている。

○**６番**（四宮和彦君）３月の予算審議のときにも同じ質疑をしているが、基本的には顧問弁護士がいるので、顧問弁護士に相談するが、法律相談で特別な事情の場合にはセカンドオピニオンとして土居弁護士に依頼しているという答弁があった。委託料２２万円はどういう根拠かと聞いたら、今答えられないという答弁であった。今答えられないというのは、これから起こることだから、答えようがないという意味で捉えたが、実態はそうではない。２２万円で予算計上して、令和５年度はそのまま２２万円で決算している。さらに、令和６年度で２２万円計上しているということは、相談内容が決まっているのではないか。それは特定分野における特定事案についての相談というよりは、顧問弁護士がいるのに、相談相手として別の顧問弁護士がもう１人いるような顧問料的な扱いになっているのではないかという気がするが、そういう話なのか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）３月のときには、当時決まった内容が分からなかったので、そのような答え方をした。昔をたどって資料を見てみたが、細かい内容は分からなかった。当時、先生と話し合った上でこのような金額に決まったので、毎年、先生と話をする中で、この金額でいかがかという形で決めている。

特別なときとは、顧問弁護士が相手側の弁護士になったときなどは土居先生にお願いしてく形になるかと思う。

○**６番**（四宮和彦君）利益相反になってしまう場合は別の弁護士を用意する話になるので、第２顧問弁護士という話になっている気がしないでもない。

私の一般質問のときに、例えば著作権法をめぐる質問に対して、分野ごとに専門家の意見を聞くことはしていないと答弁している。では、どのような場面で２２万円の法律相談が行われるのかは非常に疑問である。顧問弁護士に利益相反の事態が発生するのだったら、常時、用意しておく必要性のある話ではない。この２２万円という金額に対する仕事の中身はどういうものか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）基本的には法律相談である。顧問弁護士以外の土居先生に相談したいこともあるので、庶務課から各課へ顧問弁護士以外にも別の弁護士もいると紹介し、あらゆる弁護士の意見を聞きながら対応している。

○**６番**（四宮和彦君）土居先生という弁護士の名前が出てきたので伺うが、沼津市のゆい総合法律事務所に在籍する土居千之价弁護士のことを指しているのか。静岡県弁護士会に所属しているドイという氏名の方はこの方しかいないが、それで間違いないか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）ゆい総合法律事務所の弁護士の方である。

○**６番**（四宮和彦君）この方は２００７年６月と２０１２年１２月の２回にわたって日本弁護士連合会から懲戒処分を受けている。知っていたか。そんな人が市の法律相談相手として適切な人物だと考えられるのか。見解はいかがか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）申し訳ないが、懲戒処分の内容は把握していないが、弁護士という立場でしっかりとした対応をいただいていると思っている。

○**６番**（四宮和彦君）官報に公示されているはずなので、懲戒内容についてはちゃんと確認しておくべきだと思う。私が知る限りにおいてはひどい内容であった。行政の弁護士として適切であると思われる人をちゃんと選定すべきだと思うので、しっかり対応していただきたい。

何でこんな人を選任してしまったのか伺いたいが、どういう経緯で委託することになったのか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）土居先生に委託を始めたのは平成２０年である。経緯については調べたが、確認することができなかった。推測であるが、訴訟のときに先生にお願いしたことがき

っかけで、伊東市のことが分かっている先生として、その後もお願いしたのではないか。

○**６番**（四宮和彦君）法律相談委託料についてはその辺にしておくが、慎重に検討していただきたい。今年度は予算計上しているし、委託料も発生しているかもしれないので、しようがないが、次年度以降はきちんと精査、調査し、結論を出していただきたい。

次に、１１１ページの第６目の財産管理費の負担金補助及び交付金の温泉協会負担金について、小さな額だから説明しなかったのかという気がしないでもないが、議場では一言も説明がなかった。温泉協会とは静岡県温泉協会のことか。この団体はどういう活動を行うのか。

○**資産経営課長**（久津間知治君）一般社団法人伊東温泉協会であるが、つながり自体は把握していない。

○**６番**（四宮和彦君）どこの団体かも把握していないのは問題ではないか。

○**副市長**（中村一人君）以前の温泉組合という組織が一般社団法人化して、名称が一般社団法人伊東温泉協会になり、古くから付き合いがある団体である。

○**６番**（四宮和彦君）負担金を出している以上は伊東温泉協会で行っている事業があると思うが、どういう事業を行っているのか。

○**資産経営課長**（久津間知治君）保健所の源泉の調査があり、立会いをされており、市内の源泉の温度などの調査を手伝われていると把握している。

○**６番**（四宮和彦君）温泉協会と言うから静岡県温泉協会のことかと思ったので、勘違いだったかと思うが、本市は静岡県温泉協会にも賛助会員として参加している。どういう資格で会員になっているのか。

○**総務部長**（木村光男君）お答えする。温泉組合の頃からの話であるが、市内で温泉を持っている方が源泉数１口に対して幾らという単価で負担金を協会に収めるといったルールがあり、これまでも市が保有する源泉の数に応じて負担金を払っていた。過去には学校施設の一部に源泉があったので教育費で払っていた部分もあるが、西小が閉校する等々あった中で、基本的には市が保有する源泉の負担金に関しては財産管理費で一括して計上するようにした。

○**６番**（四宮和彦君）小さな金額のことをいっぱい聞くなと思うかもしれないが、今の話で本市も温泉を保有しているので協会に所属する一会員としての身分を持っていると思うが、市内を見た場合、温泉を所有するとか、温泉を利用する市の施設は事実上ない。強いて言えば、東海館のお風呂と第三セクターのマリンタウンのお風呂になると思うが、本市が所有、利用する温泉に該当する施設はどこを指すのか。

○**副市長**（中村一人君）記憶している限りでは、松川公園、ふれあいセンターのところにある重岡先生の温泉モニュメントは市の源泉を使っていると思う。実際に活用していなくても休止扱いの源泉についても会費が発生するので、休止の部分も含めた金額になっていると認識してい

る。

○**６番**（四宮和彦君）結局、市が所有している温泉は本当にごく小規模のものしかなくて、未利用のものが多い。要するに井戸はあるが使われていないとか、その辺で言えば今問題になっている図書館の建設地とか、市民病院のところもそうである。さきの条例のところでも話題になったが、温泉資源の保護とか活用に関するものというのは、本来だったら温泉協会みたいなところが事業としてやっていないといけないのではないかと思う。例えば、温泉協会が市の補助事業として温泉資源保護、施設改修に対して事業化するという話になってくると、さきほどの公共性とかの問題を担保できるのではないかと思うが、温泉協会を何とかするという考え方はうまくいかないか。

○**総務部長**（木村光男君）委員の言うとおり、温泉協会に事業をやってもらって市が負担金などを出せばという話もあるが、協会がどういった形で通常動いているか細かいところまで把握していない。逆に協会から、市で温泉の状況を全部把握して調査してくれないかといった話もあるので、その辺は、今後入湯税の引上げもあることから、市内全体の源泉の保護という一番大きな目標を掲げている中においては、温泉協会とも協力を図りながら、どういったことができるか検討していきたいと考えている。

○**６番**（四宮和彦君）伊東の温泉協会なので、例えばそこに熱海市が参加していることはあり得ないと、伊東市だけの話だろうと思う。ただ、全県規模で見た場合に同じように静岡県温泉協会がある。こちらにも本市は賛助会員として参加している。伊豆の各市町もほぼ全部参加している。では、静岡県温泉協会は何をやっているのかといったら、県の補助事業をやっている。まさに温泉の保護とか、保護に必要な調査活動とか、毎年きちんと調査データ報告を県に行っている。そのデータを基にああしなさい、こうしなさいという県の指導材料の基礎となっている。規模は小さいかもしれないが、本市も３万そこそこのお金とはいえ負担金を出している以上は、その負担金に意味を持たせるべきだと思う。協会としてこういう事業を行っているから、こういう負担金を出しているという明確な根拠がないと、こんな負担金を支出していていいのかとなりかねない。そうであるならばさっき言ったような事業をつくって、協会側が仕事をしていくような体制を市側でもサポートしてあげるぐらいのことをしたらどうかと思うが、その辺は今後取り組んでもらえるか。

○**総務部次長兼課税課長**（小川直克君）温泉協会に市から何か仕事をということだと思うが、税の関係で言うと、鉱泉地の調べを源泉数で調べることがあるが、こちらは温泉協会に湧出量とか現状をまとめてもらって、個別の源泉ごとの調べを現在してもらっている。決算額としては、１２５ページの温泉調査委託料４０万円を温泉協会にお願いしている。

○**５番**（杉本一彦君）事項別明細書１０３ページ、市政報告書だと６４ページ、総務管理費の人

事管理費における職員採用試験について、令和５年度の職員採用試験の詳細、何人募集して、何人申込みがあったか、近年の職員採用はどういった募集状況になっているか教えてほしい。

○**職員課長**（小澤　剛君）令和５年度における採用試験であるが、一般事務が６名募集して、申込者５９名、最終的な採用は９名、技術職で５名募集して、申込み７名、採用２名である。保健師が３名募集して、申込み２名、採用はゼロ、保育士が５名募集して、申込み６名、採用５名、市長部局所管ではないが教育委員会において幼稚園教諭を４名募集したところ、申込み２名、採用２名である。ここ数年の傾向としては、行政ニーズの多様化等により業務量がかなり増加している中で、職員の採用人数は増やしていく方向性でいるが、専門職などはなかなか募集どおりの人数が集まらなかったり、掛け持ちして受験しているので、途中で辞退の方が増えており、実際必要な人数が確保できていない状況である。

○**５番**（杉本一彦君）事務職は６名の募集に対して５９名の若い人たちが来て、若干募集人数より多く採用している傾向はあるが、悩ましいところである。若い人たちが求めてきたところにもう少しいろいろな形で対応してあげられればと思う。

　年々増やしていくとの話であるが、大体これぐらいの水準で令和６年度以降も募集は続けていくのか。

○**職員課長**（小澤　剛君）採用人数は退職者数の関係が重要で、前年度に退職する方の人数を把握する中で、少しずつ人数を増やして採用していきたい。

○**５番**（杉本一彦君）同じ１０３ページ、庁舎維持管理事業であるが特に修繕工事で、非常にすばらしい庁舎、建物であるが、大分老朽化してきて随分修繕箇所も多くなってきている。加えて、いつまでもなかなか修繕されないところも見受けられる。市政報告書を見ると、令和５年度は特に漏水箇所や空調の自動制御装置の修繕に使われ、１，７００万円ほどが計上されていた。庁舎の維持管理費は毎年１，７００万円規模を掛けていくのか、それにも増して大きなものがあれば増やしていくのか、近年の傾向はどうか。

○**資産経営課長**（久津間知治君）建物ができて３０年ほど経過していることから、今後大規模な修繕等が予想される。例えばエレベーター等を直せば数千万円の費用がかかる。今はそのタイミングを見計らって計画的に、優先順位をつけながら行っていく。

○**５番**（杉本一彦君）修繕の今後の展望として、大きなもので、今エレベーターは分かった。今後の展望を、もう少し具体的に修繕の必要がある箇所などが分かれば教えて欲しい。

○**資産経営課長**（久津間知治君）直近で一番問題になっている雨漏りについては、ここ数年、毎年行っているが完全に止め切れていない現状があるので、今後も庁舎を使っていくためには、まずはそこを優先的に対応したい。あと、庁舎内は和式トイレが多いのでトイレの改修も考えていく必要があろうかと考えている。

○**５番**（杉本一彦君）事項別明細書１０５ページ、自治会等支援事業全般の在り方について質疑したい。随分昔から、市内でも１５行政区ある中で人口動態の在り方がかなりいびつな形になっている。今の行政協力委員の在り方とか、地域行政連絡調整協議会とか、市の行政サービスの下部組織のように各行政区と連携を取っていく、それは大切なことだと十分分かるが、そういうものに属していない市民もかなり多くなってきている。前からそうであるが、さらに多くなっているように感じる部分がある。

まず、行政区に関与している市民がどれぐらいいて、地域行政連絡調整協議会に参加していない別荘地とか自治会といったところに住んでいる市民の数とか、その人口対比みたいなものは捉えているか。

○**秘書広報課長**（山下明子君）１５行政区にぶら下がるような町内会に属している人数は把握していて、現在、市民のうち五十数％程度と承知しているが、それ以外の別荘分譲地等については、広報等を配布する世帯数などは承知しているが、全てを詳しく網羅できている状況ではない。

○**５番**（杉本一彦君）そういったところの５０％に属する市民は、こういった連携の中で行政サービス、あるいは要望等を上げて聞いてもらえる機会があると思うが、それに属していない人たちは、例えば別荘自治会は別の形でのそういう機会があることも聞いているが、そろそろこれも時代背景の中で行政区だけにこだわることなく、人口対比によっては分譲地の自治会の声も行政連絡会等と同列という形で要望等も聞いていく体制に変えていくべき時期がそろそろ来ているのではないかと思うが、その辺の検討はされているか。

○**秘書広報課長**（山下明子君）現在、具体的にそのような検討はしていない。過去には検討した経過はあるが、行政区と分譲地等が完全に同じ方向を向き切れないという問題もあり、話が止まってしまった状況もあるので、今後の課題として捉えていきたいと考えている。

○**５番**（杉本一彦君）ぜひよろしくお願いしたい。それから、町内会に入っているところでも、小さな町内から物すごく大きな町内と、ここもかなりゆがみが出てきていて、反対に大きな町内会は属している人も多いのは大いに結構なことであるが、町内の声が、例えばごみステーションの設置は、実際には町内の中では班の中での話合いで、それを町内に上げてどうするかというので決まっていくことすらも、大きくなり過ぎていて、そういったものが入っていかない。私は何が言いたいかというと、それを何とかしろという話ではなくて、そういう大きな町内、小さな町内と凸凹は様々あるわけで、地域のそういった在り方みたいな、ガイドラインみたいなものをもうちょっと市が各行政区や別荘自治会や町内会に出していきながら、そういった声がなかなか聞いてもらえない市民が取り残されないような工夫もしていく必要があると思う。ぜひそういったことも考えていってほしいが、私の言っている意味は分かるか。

○**秘書広報課長**（山下明子君）具体的にどういうことができれば、それを解決していけるかというところのイメージが今描けてはいないが、ほかの自治体の取組なども研究する中で、何か解決の糸口が見つけられればいいかと考えている。

○**５番**（杉本一彦君）もう一つ聞きたいが、事項別明細書１０９ページ、国際交流推進事業、市政報告書だと７４ページ、都市提携事業で、諏訪市と伊東市は姉妹都市になっている。来年で６０周年ということであるが、５年度の予算を見ても、これまでもずっと都市交流に係る同じような予算が計上されている。私たち議会は２年に１度いろいろな形で交流もすることによって、諏訪のこともよく分かるし、諏訪との関わりも分かる中で、ひょっとすると諏訪にもお邪魔する機会があって交流もあるが、そういう話を市民にしても、諏訪市と姉妹都市であることすら全然知らない市民も多い。歴史文化やつながりの話をすると、非常に興味を持っていただいて、姉妹都市だったら行ってみたいという話もよく聞く。せっかくそういう良い関係にあるのだから、毎年決まった仕事ではなくて、ここで改めて来年は６０周年ということもあるし、その節目にもう１回市民に広く、こういった姉妹都市、また交流事業を広めていく工夫をしていくべきだと思うが、そういったところは、５年度の決算を通して、どんなふうに考えるか。

○**秘書広報課長**（山下明子君）諏訪市との姉妹都市等については、基本、特別な予算は取っていないが、周年記念事業のある年には、諏訪市とお互いに記念事業をやるという形でこれまで進めてきた。来年度、６０周年になるので、今年、各地域のタウンミーティングでも、どんな事業をやったらいいと思うかということで市民の声を伺っているので、そういったものを参考にしながら、来年、大々的に市民の皆様に諏訪市との友好都市関係を知っていただくきっかけをつくりたいと思っているし、また、引き続き通常の周年記念事業の年でなくても続けていける形を取っていけたら一番だと考えている。

○**６番**（四宮和彦君）決算書だと１１３ページ、市政報告書だと８０ページ、企画費のところで伺いたい。まず、市政報告書の８０ページのサテライトオフィス等推進事業は、事業内容としてサテライトオフィス誘致事業、サテライトオフィス体験事業、サテライトオフィス等推進事業の３つが挙げられていて、事業費が合計４３４万１，０００円となっているが、決算書においては一般経費として４６５万５，５３８円で決算していて、ここの金額に差がある。市政報告書に掲載されている事業は、決算書の事項に関して言うとどこに該当しているのかということを説明していただきたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）市政報告書のサテライトオフィス等推進事業の事業内容として３つ掲げているが、１つ目のサテライトオフィス誘致事業は、事項別明細書の１１３ページの上のサテライトオフィス誘致事業委託料２７５万円、２つ目のサテライトオフィス体験事業は、同じく１８節負担金補助及び交付金のサテライトオフィス体験事業負担金７０万円、サテライトオ

フィス等推進事業は、その下にあるサテライトオフィス等推進事業補助金８５万７，８０２円である。数万円合わないと思うが、そこの部分についてはサテライトオフィス等の事業に補助を出す際に必要な企業誘致に係る普通旅費とか消耗品等に充てられていて、それを合計して４３４万１，０００円を出している。

○**６番**（四宮和彦君）その辺も、そうならそうでちゃんと経費分をきちんと計上してもらわないと、さっきの土地の金額の問題もある。だから、正確なところが分からないと、私たちのほうもこの資料をもらってどう評価するのかが分からなくなる。引き続き聞くが、このサテライトオフィス誘致事業委託料について、委託料となっているわけだから、委託先があるはずであるが、委託先と委託事業の内容についてはどういうふうになっているかについて説明をしていただきたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）委託先については、徳島県にある株式会社あわえという企業である。委託内容については、地方進出検討企業との面会の場の設定で、年間合計１６社以上と面会の場を設定すること、それとは別に個別企業の紹介をしていただいて、面談の場を設定していただく。これは３社以上紹介を必ずしていただく。また、その際にフォローアップをしていただく。必要に応じて当課の担当者と事業者のミーティングを年６回実施することとなっている。

○**６番**（四宮和彦君）サテライトオフィスに入ってもらう事業者を引っ張ってきてもらうということを事業委託していると思うが、実績としては令和５年度どうだったのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）面会の場の設定については、１６社以上ということであったが、実際は３０社ほど面会の場を設定していただいた。個別企業の紹介については、仕様どおり３社で、ミーティングは年６回実施した。年度中のサテライトオフィスの進出には至らなかったが、令和６年度中にそのうちの１社についてサテライトオフィスの設置がなされる予定となっていて、サテライトオフィス等推進事業補助金も利用する予定である。

○**委員長**（佐藤　周君）昼食のため午後１時５分まで休憩する。

午後　０時　５分休憩

午後　１時　５分再開

○**委員長**（佐藤　周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**５番**（杉本一彦君）１１３ページ、未来ビジョン会議について伺う。これは市長就任以来、市長の肝入りでスタートして開催されてきた事業だと思う。若い人たち、高校生等の声を聞いて伊東のビジョンを語るということで、すごくスケールの大きい話である。５年度は８回と書いてあるが、多分もう７年目で、計５０回というかなり多くの回数を重ねてきたと思うが、そういったビジョンについて、どのような成果が上がってきたのか。あるいは一つの政策でもどう

いった実績があるか、５年度の実績を中心に教えていただきたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）未来ビジョン会議の令和５年度の実績は、先ほど委員からあったように、８回開催して、「住んでみたい、住んでいたいまちづくり」をテーマにグループワークとかプレゼンを行った。外部講師を迎えての講演会も実施した。５年度の新たな取組としては、伊豆伊東高校の生徒３人を委員として初めて迎え、大人と一緒にグループに入っていただいて意見をいただいている。施策への反映状況については、過去、子育て支援アプリの活用事業の中で意見を反映したこともあるが、直近では、総合計画の策定に際して危機管理体制の重要性とか多様性の尊重について委員から意見をいただいて、それを計画に反映したことなどである。未来ビジョン会議については、市長と直接意見交換を行うことに加え、グループワークを実施して、同じ世代の方による施策提案機会をつくり出す場の創出も効果として考えているので、そういった役割も果たしてきているのではないかと評価をしている。

○**５番**（杉本一彦君）未来ビジョン会議と言うぐらいであるから、一つ一つ直近の施策目標ではなくて、この伊東市が将来的にどういうまちづくりをしていくかという大枠の方向性みたいな、そういったものに反映していくような大きな議論をしていただいて、また時々こういったところでも、そういった報告をいただきたい。

続いて１２５ページ、徴収費、徴収困難な滞納事案解決に向けての事業で、滞納整理機構への参加事業があるが、全体の数字は市政報告書で見させていただいたが伺っていきたい。これの対象項目ごとに５年度の移管分の実績について、全体はここに書いてあるが、それぞれの実績と徴収額を詳しく教えていただきたい。

○**収納課長**（大川雄司君）令和５年度の静岡地方税滞納整理機構への移管の状況は、移管件数は３０件、移管額は２，５２３万８，０００円である。そのうち機構による徴収額は１，７８９万３，０００円で、去年に比べても２００万円ほど増えている。

○**５番**（杉本一彦君）それのできれば対象項目ごと、例えば市県民税に係る部分だとか、固定資産税に係る部分だとか、都市計画税に係る部分だとか、それぞれ対象項目の詳細は分かるか。

○**収納課長**（大川雄司君）全体の数で把握しており、そこまでのものはない。

○**５番**（杉本一彦君）いろいろな部分でこういったものは、ここに参加してやっている部分はもう少し詳細にまとめて分かるようにしていくほうが、今後の徴収事業にも生きるのではないかと思う。これは意見である。

移管予告というところで、令和６年度移管予定というのは市政報告書に書かれているが、これは６年度に、この機構に移行するという告知、予告している件数のことを言っているのか、あるいは６年度はこれだけの件数と納付額を予定しているといった数字なのか、確認したい。

○**収納課長**（大川雄司君）そこの数字は、令和５年度中に、令和６年度移管するに当たって、こ

ちらへ徴収を移管する候補として各自にお知らせをした数になっている。

○**５番**（杉本一彦君）ここの市政報告書に滞納額が書いてあり、その下に納付額が書いてあるが、この納付額はどういう数字になるのか。

○**収納課長**（大川雄司君）令和５年度中に移管予告をした際に、それを御覧いただいて、移管されないようにという気持ちがあったのか、その際に納めていただいた実績を載せている。

○**６番**（四宮和彦君）事項別明細書１１３ページ、市政報告書の８０ページ、ＮＰＭ推進事業について、市政報告書によると、現場主義、目的指向、意識改革の３つを柱とした伊東市（Ｉ．Ｔ．Ｏ）システムによる経営的な視点に立った行政運営を確立し、行政の生産性の向上を図ることで行財政改革の推進に取り組んだと、皆さんの大好きな行財政改革をしたと自信満々に書いてあるが、これを行った事業の主たるものは何かといえば、要するに伊東市行政改革懇談会の開催と市民満足度調査の実施の２つである。決算書によれば、総合戦略推進委員会も開催されたかもしれないが、いずれにしても、会議を開催してアンケート調査しただけである。会議を開いてアンケート調査をして、それによって行財政改革はどういった点についてどれだけ推進されたのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）委員指摘のとおり、平成１８年度から伊東市（Ｉ．Ｔ．Ｏ）システムを展開しており、現場主義、目的指向、意識改革の３つの柱を基にＮＰＭを進めている。過去においては、行政改革大綱を古くは昭和６０年度ぐらいから策定しており、７回にわたり改定をしてきたが、令和３年度以降については、新たな行革大綱を策定せずに、現在の第五次伊東市総合計画の中の実施計画の中の目的指向体系表の中で一体的に進捗管理を行うこととしている。

構想の推進のところで、いわゆる行革について記載している部分の評価について、行革懇談会で進捗を報告させていただき、それに対する意見等を頂戴している。それについては、必要な項目については担当課のほうに照会をさせていただくなりして、改善に努めているところである。

市民満足度調査については、平成２４年度から実施しており、令和５年度で合計１２回になるが、総合計画に書かれている各指標の評価とともに公聴的な機能も併せ持つものとして、毎年実施しており、両方の観点から行財政改革推進の基礎的なデータとして生かしていっている。

○**６番**（四宮和彦君）どちらかというと、いわゆる懇談会にしても、満足度調査のアンケートにしても、いわゆる定性的データであって、定量的データの客観性ではないわけである。この辺を例えば行財政改革に生かしていくといっても、ある種、言語的な、意見的なものを集約して、果たしてそれだけのことでいわゆる改革の基礎データとしていくことにどこまで役に立っているのかは非常に疑問を持っている。そもそも改革をしているのだとしたら、行財政改革の必要

性がどこにあるのかを明確にしていないといけないと思うし、現在の本市の行政によって、行財政上、どういった点に改革の余地があると考えているのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）これまでも簡素で効率的な行政運営を進めていくということで、かなり古い時代から進めてきたと思う。先ほども少し申し上げたとおり、昭和の時代から平成の初期の時代においては、職員数も多かったし、行革のほうは大綱をつくって集中的に進めていく必要があるだろうということで進めてきた。ただ、職員数が減ったから行革を進めなくていいのかということではなくて、毎年漫然と事業を進めていくのではなく、事務事業は常に見直しをかけ、行財政改革に取り組む必要がある。それをまたほかの新規事業に振り替えたり、既存事業のめり張りをつけるとか、そういったことで市民ニーズに対して、課題解決に貢献していくということは、今後も必要な問題と考えている。

○**６番**（四宮和彦君）なんだかぼんやりしている。行財政改革というと善であるみたいな雰囲気があってやっている。昭和６０年からやっているなんて話を聞くと、全然ニューパブリックではない。もうこんなのはオールド・パブリック・マネジメントではないか。そうならば、もっと革新的な、まさにニュー・パブリック・マネジメント推進事業自体を改革しないとまずいのではないかという気がする。行政運営に経営的視点を持ち込むこと自体は否定しないが、昭和６０年代ぐらいからずっとやってきているという話になると、多分その期間にパラダイム転換が起きている。いっときは人員整理したり、コストカットをどんどんしていこうとか、民営化を進めていこう、正規雇用はどんどん非正規化していこうというのは市役所内でも実際に起こっている。正規職員がどんどん会計年度任用職員に切り替わっている。そういうコストダウンによる効率化を図るみたいな時代では今なくなってきている。逆に人手が足りないと言われているぐらいである。そこの部分は、いわゆる経営的視点といったときに、今まさにこのタイミングでの経営的視点はどうあるべきなのかを改めて考えるべきときが来ているのではないかという気がする。

そもそも経営とは何なのという話になったら、事業目的を達成するために継続的、計画的に意思決定を行って実行に移し、事業を管理、遂行することがまさに経営なわけで、これが企業経営であれば、収益を得て会社を持続、成長させていくという非常に単純明快な事業目的が存在するわけであるが、行政にそれをそのまま当てはめていいのかといったら、そんなことはない。行政が収益を得るという話は考えてはいけない。競輪事業みたいな特別なものもあるかもしれないが、行政における事業目的には収益を上げることは最終目的にはなり得ないわけであるから、その点でいうと、普通の企業経営的視点を行政にそっくりそのまま当てはめることは非常にリスキーな話になる。だとしたら、行政運営におけるここでの経営的視点というときに、事業目的は何であると設定しているのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）従来、行政評価を行う際にも、行政がどれだけ予算を投入したか、人を投入したかではかってきた時代があったかと思う。一方で行革も進めてきたが、ニュー・パブリック・マネジメントに切り替わったところの経過については、行政がどれだけインプットした、アウトプットしたところで評価するのではなく、行政の活動が各分野にとってどういった姿が、本来あるべき姿、目指すべき姿だというのも言われたので、それに近づけるために、市民ニーズを生かしていくために、どういうふうに課題解決に貢献していくのかといった視点で行政運営を行うことに、今、先ほどパラダイム転換の話があったが、私はそういった点で大分行政が変わってきたのかなと思っている。

市民ニーズを生かし課題解決に貢献するという目的を果たすために、行革は不要かどうかについては、ただ一方で、限られた人的、財源として制約があったので、それを新たなものに振り替えていくためには、やはり事務事業を見直して、行政改革について図っていくという作業については、必要性が小さくなっていないと考えている。

○**６番**（四宮和彦君）その辺は政治的見解の話になるから、いいだろうと思うが、今、企画課長が言ったとおりで、市民ニーズをちゃんと満たす行政サービスを提供することが行政の事業目的であるべきだろうと思う。そういうことを考えたときに、例えば今までやってきたことはどっちかというと、コストカットをする、効率性を上げる、ここにも生産性を上げると書いてある。行政における生産性とは何かという話にもなるわけである。そういう部分をきちっと見直して、何が目的なのか、それを達成するためにはどういう基準設定、評価基準を設けるべきなのか、全面的にやっぱりこれは見直すべきではないかと思うわけである。

特に一番陥りがちなリスクは、結局効率性を高めよう、少ない人員で生産性を上げてやろう、人をカットする、非正規化を進めるという話、これは一番無能な経営者がやる手法である。そうではなく、特に行政であるならば、もともともうかる事業をやっているわけではないので、市民ニーズを満たすためならば、非効率性が残っていてもやむを得ない部分がある。そこの部分を履き違えてはいけない。必要なサービス、行政サービスの提供があるならば、金はとにかく借りてでもどこかからでも持ってこいという話になる。そこの部分のバランスをどこに取るのかということはあるが、やたら効率、生産性と行政が言い始めると、危険なことになってくると思うが、この辺、今後もニュー・パブリック・マネジメント推進事業は、中身をそのままとか、継続していく予定なのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）今日は詳細を持っていないが、６年度においても各課の仕事を進めていく際に、現場レベルでのことについて、もう少し気軽に見直せないかといった視点、そういったレベルでの見直しは必要かと思っているので、そういった点で、事業者に委託をしてアドバイスをもらう。先日、研修会も開催したが、先ほど来申し上げている行革やＮＰＭ、大きい

視点ではなくて、もう少し身近な視点での見直しも必要だと思うので、時代に合わせたような形で事業のほうは進めていきたいと考えている。

○**６番**（四宮和彦君）お役所は１回始めるとやめられなくなる傾向が強いので、その辺はこういう時代遅れなものは合わないので、さっさと直してほしいということだけ申し上げておく。

引き続き、同じページであるが、ふるさと伊東応援寄附金返礼事業について、３月定例会のときに確認したところでは、令和５年１２月時点での話だったと思うが、いわゆる特産品と宿泊サービスの体験型サービスの寄附額の割合について、大体特産品１に対して、体験サービス２となっているという答弁があったかと思うが、決算の確定値でいった場合、この比率自体はそんなに違ってはいない状態なのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）令和５年度のふるさと納税の特産品と体験型サービスの寄附額の割合についてであるが、特産品については３５．６６％、体験型サービスについては６４．２１％、返礼品が要らないという方が０．１３％となっている。

○**６番**（四宮和彦君）金額ベースで言うとそういう割合になるということだとすると、例えば、件数ベースでもデータを取っているか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）件数ベースで申し上げると、特産品については７２．８４％、体験型サービスについては２７．１４％、返礼品なしの方が０．０２％である。

○**６番**（四宮和彦君）承知した。件数で言うと圧倒的に物品のほうが多いところであるが、金額ベースでいくと体験型サービスが圧倒的である。１つ当たりの単価が高いからそのようなことになるのかと思う。この辺、例えば、宿泊サービスでもＤＨＣがすごく大人気だったりとか、特産品で言うと、これは特産品と言っていいのか分からないが、スクランブル交差点の角のジェラートが大人気だったりというものがかつてあったかと思うが、今現在、選ばれる返礼品は、何らかのそういった特徴的な傾向は認められるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）特産品については、伊豆高原地区にある事業所で加工している国産キンメダイの姿煮が１万３，１１３件となっており、特産品の７割近くがそこの事業所で占めている。体験型サービスについては、特定の宿泊施設の宿泊券というよりは、各種あって選べる電子クーポンのようなものが上位になっている。

○**６番**（四宮和彦君）旅館のクーポンだったら、それは伊東に来て泊まってくれるのだろうから特に気にするところではないと思うが、特産品といったときに、例えばキンメダイと言っているが、キンメダイは伊東港で水揚げされているキンメダイかが気になるところである。その辺がどうなのか。例えばどこか、豊洲から持ってきて伊東で加工しているという話になると、前に言ったが、経済循環の話を考えたときに、伊東市にとって、それは経済的なメリットがどこまであるのかというところになってくるのではないかと思うが、この辺はどうなのか。特産品

というのは、何％が伊東産なのかのデータはあるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）総務省が出している地場産品基準があるが、委員がおっしゃっている市内において生産されたものとか、市内で原材料の主要な部分が生産されたというものもあるが、市内において製造や加工の工程など主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものも地場産品基準に認められているので、先ほど申し上げた特産品の姿煮については、伊東で水揚げされたものではないが、市内の事業所において１００％加工されているということで、伊東市の地場産品として取り上げているものである。

○**６番**（四宮和彦君）そうなると、返礼品を選定していく中で、ある意味伊東市側に主導権があるわけではないか。そうすると、例えば、伊東の地場産品をそこで広告宣伝する効果もあるといったときには、やはりより地元産比率が高いという話に持っていくべきなのではないかと思う。キンメダイでも、例えば伊東産のキンメダイであると。私は漁師さんに前に聞いたことがあるが、伊東のキンメダイは、割と東京辺りで高いらしい。伊豆だと稲取が有名かもしれないが、取引価格から言うと伊東産キンメは非常に値段が高くなるという話である。伊東産というのが何をもって伊東産なのかは分からないが、取れたエリアなのか、水揚げされたエリアなのかによっても違ってくると思うが、そうだとすると、そもそものブランド化をもう少しきちんと考えた上でこういう特産品についても組み込んでいく努力が必要なのではないかと思う。それは企画課ではなくて産業課の話になってしまうので、その辺はいいが、意見として、今後の選定だとかに当たっては検討いただきたい。

　引き続き、１１５ページのところで、先ほど補正でも聞いたが、移住定住促進現地ナビゲート事業委託料、それから移住定住促進情報発信事業委託料について伺いたいが、これは委託料となっているので、まず、委託先はそれぞれどこになるか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）移住定住促進現地ナビゲート事業については、Ｒ－ｓｈｉｐが委託先になっている。移住定住促進情報発信業務については、当時の株式会社しずおかオンライン、現在のくふうハヤテに委託している。

○**６番**（四宮和彦君）令和５年度は７０万３，０００円の事業費が計上されているが、移住定住促進現地ナビゲート事業は、令和５年度、年間でどれぐらいの件数が実施されたのか。いろいろなものがあるようであるので、例えば電話相談があったり、面談があったり、あるいは現地案内があったりだとか。その電話相談にしても、伊東事務所で受けるものと東京事務所で受けるものと様々なようであるが、この辺、どのぐらいの件数が実施されたのか。相対的なことで言ってしまうと、何が何件というのがどこまで詳細に出るのか分からないが、その辺の件数は幾つになっているか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）事業の中で、伊東で受け付けたり、東京で受け付けたり、いろいろな

ケースがあるが、こちらとして委託料として支払いをしているものは、ぬくもーるなどで相談を受けた中のうち、現地案内をした件数については単価契約をして、委託料として支払いしている。令和５年度については、年間３６件である。

○**６番**（四宮和彦君）３６件あったということなのでほっとしたが、Ｒ－ｓｈｉｐのホームページを見ると移住ナビゲートに関してのページがあって、開催スケジュールが出ているので、そこに問い合わせてくれと。伊東市側のホームページもＲ－ｓｈｉｐのホームページに飛ぶようにできている。それを見たのであるが、伊東市側からＱＲコードを読んでＲ－ｓｈｉｐに飛ぶが、Ｒ－ｓｈｉｐのトップページに行ってしまって、移住定住ナビゲートページを探さないと出てこない。やっと見つかった、ここにあったというのを見たところ、２０２０年４月を最後に更新されていない。令和５年度は事業をやっているのに２０２０年４月でページの更新が止まっている。これは恐らくコロナの影響があるのかもしれないが、そうすると、いわゆるナビゲートに関しての受入れ可能スケジュールを全然確認できないので、さっき３６件案内したと言ったが、どうやってこの３６件の人たちはここにたどり着けたのかという話になってくると思う。これは本当に事業を実施されたのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）事業の実施報告については私が全件確認しており、Ｒ－ｓｈｉｐから写真つきで報告書が上がっているので、３６件実施されたものと認識している。

○**６番**（四宮和彦君）どういうつてをたどってか分からないけれども、伊東にたどり着けた人たちが３６人いたと思うが、情報発信はまた別会社に委託しているからという話になるのかもしれないが、ナビゲートの開催スケジュールが全く掲載されていないと、例えば、ホームページ上でもＲ－ｓｈｉｐがナビゲート事業をやったことについての事業報告すら載っていない。ほかのお祭り騒ぎをやっているのだけは写真がばんばん載っていたりするが、情報発信という点で言った場合には完全にアウトである。その辺のところはちゃんとチェックした上で改善すべき点は改善させていくようにしないと、こういう委託料を出していても役に立っていないのなら委託先を変えるぐらいのこともすべきではないかと思う。伊東市側も委託する以上はきちんとその辺をチェックしておいていただきたいということだけ申し上げておく。

○**１番**（村上祥平君）四宮委員からも移住定住促進ナビゲートのことで質疑があったが、そのことであるが、実際、ナビゲートされているとあるが、市政報告書の８２ページを見ると移住相談ツアー事業というものもあるが、これはナビゲートとはまた別の事業になるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）ナビゲート事業については、先ほど四宮委員に申し上げたように、Ｒ－ｓｈｉｐに委託して、本市への移住を検討している方を対象に市内各所を巡る現地案内を実施した。ツアーについては、企画課で活動している地域おこし協力隊に企画していただき、本市での暮らしをイメージできるようなツアーを１１月と３月に開催しており、１０組１４人の

方にご参加いただいた。

○**１番**（村上祥平君）そうすると、ナビゲートとツアーは、やっていることは似たようなことをやっているという感覚があるが、これはＲ－ｓｈｉｐがやることと地域おこし協力隊がやることで分けたほうが効率がいいということであるか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）現地ナビゲート業務の委託については、申し込まれた方のご希望をオーダーメイドで沿う形で、例えば不動産事業者に一緒に回ってほしいであるとか、少し行政では対応しにくいところにも対応していただけるところがある。移住相談ツアーについては、もう少しライトな形で移住を考えている方、伊東と決め打ちをしないが、ざっくり伊東、伊豆半島辺りに来てみたいであるとか、移住というのは何だろうと思っている方が気軽に参加できるようなツアーのメニューづくりに努めている。

○**１番**（村上祥平君）承知した。では、ツアーのほうは本当に移住のさわりぐらいで、本格的に考えるならナビゲート事業ということかと思う。そこはよく分かった。でも、やはりナビゲートをする方、地域おこし協力隊、Ｒ－ｓｈｉｐ、そこの部分はちゃんと連携を取っていかないと、こういう人たちが興味があったら、次にナビゲートにつなげていくとか、そういうことも必要になってくるのかと思うので、事業は別であるが、そこは協力してやっていってもらいたいと思う。

　ナビゲート事業で実際に伊東に住むようになった方が、この移住就業支援事業補助金を使っている中にも入ってきているのかどうか。全くそれを使わないで移住してきている人もいるのかは分かるか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）現地ナビゲート業務委託事業を利用して令和５年度中に移住された人数は２組６人となっているが、その６人の方が移住就業支援事業を利用されたかどうかの資料は持ち合わせていない。

○**１番**（村上祥平君）ナビゲートで実際に２世帯が来てくださったと思うが、その中で、多分、ナビゲートしていく中で、移住就業支援事業とか、そういう補助金であったり、住宅貸付金利子補給とか、そのようなものも案内していくと思う。限られてくる部分もあるかと思うが、今後、こういうものの拡充みたいなところは考えているのか。決算審査であるが、申し訳ない。

○**企画課長**（菊地貴臣君）これまでも移住定住促進事業については、かなりメニューを拡充してきたつもりである。決算としては、国で実施している移住就業支援事業補助金がかなりの割合を占めている。移住された方からヒアリングを行っているが、個別にはいろいろ要望があるが、まとまった形でこういった事業をやってほしいと今のところは言われていない。今後も移住者や移住希望者の要望に沿った形で、新たな事業展開が必要であれば行っていきたい。

○**１番**（村上祥平君）現地に来たのは３６件、２世帯であり、そこの件数を増やしていくことが

大事だと思うので、ぜひやっていただきたい。

次に、移住定住促進情報発信事業について、サイトの名前は何か。

○**企画課長**（菊地貴臣君）伊東市の移住・定住促進の専用サイトであり、私どもは伊東市移住定住サイトと呼んでいる。

○**１番**（村上祥平君）私も見てみたが、コラムの更新は三、四か月に１度、春夏秋冬や不定期である。「インターネットサイトの情報を充実させるとともに」と書いてあるが、三、四か月に１回ぐらいで充実と言えるのか。あと、ありきたりな形で書いてあるので、もう少し伊東を売り込むサイトにできないのかお聞きしたい。そういうところをもっと要望していく、言っていくことはできないのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）もうちょっと頻度は高いが、こちらのサイトは地域おこし協力隊員が更新しているが、頻繁かと言われると、そうでもないと思う。しずおかオンラインに委託しているものについては、企画課側でページをいじれないので、例えば補助メニューを増やすときには、事業者側に作業をお願いしている。

○**１番**（村上祥平君）いじれないとなると、しっかりと要望していってほしい。

もう一つ、「いとう・住もう　移住促進官民共同プロジェクチーム」のサイトもある。企画課が窓口になっているが、情報発信の部分は企画課が行っているのか。それとも民間がやっていて、窓口が企画課になっているのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）官民連携プロジェクトで作成しているページであるので、この事業とは別の事業になるが、官民であるので、企画課が窓口と示されている。

○**１番**（村上祥平君）別の事業とのことであるが、情報発信は本当に大事になってくるので、委託先ともしっかりとやってもらいながら、これからも発信はしっかりとやっていただきたい。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第３款民生費第１項社会福祉費第６目国民年金事務費及び第７目国民健康保険費について質疑を行う。事項別明細書は１５２ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第４款衛生費第１項保健衛生費第６目後期高齢者医療費及び第８目環境衛生費、第２項清掃費のうち、第５目地域汚水処理費を除く部分並びに第３項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は１８６ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第８款土木費第１項土木管理費第３０目生活環境向上対策費について質疑を行う。事項別明細書は２３４ページ及び２３５ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第９款消防費について質疑を行う。事項別明細書は２５４ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第１２款公債費について質疑を行う。事項別明細書は３０２ページ及び３０３ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第１３款諸支出金について質疑を行う。事項別明細書は３０２ページ及び３０３ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第１４款予備費について質疑を行う。事項別明細書は３０４ページ及び３０５ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。

まず、第１款市税について質疑を行う。事項別明細書は６２ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。

次に、第２款地方譲与税から第２２款市債までについて質疑を行う。事項別明細書は６４ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市認第５号中、本委員会所管部分は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）以上をもって日程全部を終了した。

７番　田久保委員は、市議第９号について少数意見を留保するか。

○**７番**（田久保眞紀君）留保する。

○**委員長**（佐藤　周君）委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○**委員長**（佐藤　周君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○**閉会日時**　令和６年９月２０日（金）午後１時４９分（会議時間２時間４０分）

以上の記録を認める。

令和６年９月２０日

委員長　佐　藤　　周